

令和6年度 社会福祉法人かなぎ福祉会 事業計画

1. 法人の理念と運営の基本方針

【法人の理念】 変化する社会の中で「変わらぬ想い」「変化に対応できる法人」

【運営の基本方針】

- (1) 利用者様の人権と主体性を尊重し、良質かつ安心安全な介護サービスの提供に努めます。
- (2) 今を大切に過ごしたい「一期一会」の心を基本に、共にあかるく笑顔のある施設づくりを目指します。
- (3) 事業運営における透明性の向上やコンプライアンスの遵守を大切にします。
- (4) 業務継続計画（BCP）を策定し災害時等に備えます。
- (5) 役員及び職員は、質の高い介護を提供できるよう研鑽に努めます。

2. 経営方針・重点目標

(1) 健全経営

◇持続可能な経営（健全経営）に努めます。

評議員会、理事会、経営健全化会議、経営会議、運営会議等により開かれた経営に努めます。

又、WEB会議（ZOOM）による開催も可能とします。

◇積極的な情報公開や交流等、透明性のある運営により利用者様、ご家族様、地域の皆様との信頼関係を築きます。

(2) 資質の向上

◇法人・施設・役員・職員は法令を遵守し、利用者様の権利を擁護してより質の高い介護が提供できるように、研鑽に励みます。

(3) 地域貢献・地域交流

◇施設の運営を通じて地域に貢献出来るよう、又、地域との交流を大切にして開かれた施設づくりを目指します。

(4) 環境整備

◇利用者様により過ごしやすい住環境を提供するために、可能な限り施設設備等の改修更新に努めます。

◇ICT等の導入により、業務の見直しを行い、より良いサービスを提供するとともに職員の業務負担の軽減に努めます。

(5) 施設運営、各種会議、研修等について

◇感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、認知症への対応力向上に向けた取組の推進、ハラスメントの防止のための取組の推進、虐待防止のための取組の推進、栄養管理、口腔衛生の管理等に取り組みます。

3. 法人の中・長期目標

- I かなぎ福祉会のすべての事業を健全にそして、持続可能に運営できるように見直しを行い、信頼していただける法人施設の運営を目指します。
- II 業務継続計画により災害による危機を想定した実践的な訓練を繰り返し行い、防災設備等の点検や防災体制・備蓄の見直しなどにより予期せぬ災害に備えます。
- III 利用者様の目線に立ってニーズを把握し、可能な限り施設設備の整備を行います。
- IV 安全運転の取組（安全運転研修の受講、ドライブレコーダー、酒気帯びの有無の確認）

4. 各種会議等の開催

(1) 会議

- ◇ 評議員選任・解任委員会
- ◇ 定時評議員会、臨時評議員会
- ◇ 理事会
- ◇ 第三者委員会
- ◇ かなぎ園入所検討委員会
- ◇ 決算監査・内部監査・定期監査
- ◇ 経営健全化会議
- ◇ 経営会議
- ◇ 運営会議（十日会）
- ◇ その他の会議

(2) 地域交流事業～地域における公益的な取組

- ◇ かなぎ園にて、かなぎ園祭りの実施等、人権研修等の実施
- ◇ 緑ヶ丘にて、地域交流活動の実施

5. 運営事業

- (1) 特別養護老人ホームかなぎ園（定員50名）
- (2) 短期入所生活介護事業所かなぎ園（定員4名）
- (3) 緑ヶ丘居宅支援事業所
- (4) 緑ヶ丘居宅支援事業所浜田
- (5) 緑ヶ丘デイサービスセンター（定員30名）

6. 令和6年度施設内外研修計画

●施設内研修計画

- ・人権・同和教育研修会

●施設外研修計画

- ・監事研修会・理事研修会・指導監査説明会・実務研修会・経営者協議会等研修会
- ・安全運転管理者等講習他

令和6年度特別養護老人ホームかなぎ園 短期入所生活介護事業所かなぎ園事業計画

《目標》

かなぎ園は、施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介助、相談及び援助、社会生活上の支援、機能訓練、健康管理、及び療養上の支援を行うことにより、利用者様がその有する能力に応じた自立した明るく、安心した日常生活を営むことができるように支援します。また、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、サービスを提供します。

●運営の重点

- ・ 感染症予防（新型コロナウイルス等）に取組みます。
- ・ 法令を遵守し、利用者様の権利を擁護して、介護のプロまた福祉人として、組織人としてより質の高い介護を提供できるよう資質の向上に努めます。
- ・ 私達はすべての生活場面において、利用者様の基本的人権を守ります。
- ・ 健全経営を確保して地域から信頼していただける施設づくりに努めます。
- ・ 科学的介護情報システム（LIFE）により、厚生労働省へ介護の計画書や施設における介護情報を

提出します。分析、評価を受けて、改善につなげることにより、介護の質の向上に努めます。

●日常生活

島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等に沿ったより良い支援を行います。

- ・職員は利用者様の言葉や様子に目と耳と心をむけ、しっかりと受け止めて支援します。
- ・施設の中・外は常に整理、整頓を行い、清潔を保ちます。
- ・利用者様に入浴していただくことで、健康で清潔な身体状況を保ちます。
- ・健康状態に合う「おいしかった」と満足していただける食事を提供するとともに、目清医療食品(株)には食中毒の防止等に万全を期していただきます。
- ・介護支援専門員、担当職員、生活相談員、看護職員等が利用者様のニーズを的確に把握し、ケアプランに反映すると共に、個々の利用者様のお気持ちに添った支援を行います。
- ・ご家族様と施設の職員が共に、利用者様の孤独感が軽減できるように努めます。また、各利用者様に担当職員1名と生活相談員を置き、何でも気軽に話せる環境を整えます。
- ・利用者様の誕生日には誕生会を開きます。
- ・目(視覚)、耳(聴覚)、におい(嗅覚)、味(味覚)、ふれてみる(触覚)、などの五感を生かして自然を楽しみ心のうるおいを追求します。
- ・地域の多くの人と出会う、ふれあって、交流を楽しみます。
- ・個人の趣味、教養などを取り入れて各種レクリエーション、ミュージックケア、外気浴、散歩、外出、オープンカフェなど利用者様の加齢に伴う状態や体力にあわせて工夫し、楽しみながら日常生活動作(機能回復訓練)を兼ねた活動を行います。

●生活リハビリ

- ・利用者様の心身の状況等に応じた個別の計画、目標を作成して訓練を実施し、随時又は3ヶ月に1回見直しを行います。

●健康管理

- ・協力病院、他の医療機関、かなぎ園診療所管理者、嘱託医との密接な連携を保ち、利用者様の健康管理に努めます。
- ・緊急時や夜間の医療については担当職員が看護職員に連絡、嘱託医との連絡体制を整えて万一にそなえます。
- ・医師による月6回の健康相談、診察と共に、利用者様の症状に合わせて専門医を受診して早期治療に努めます。
- ・胸部X線検査、血液検査、各種予防接種等を実施します。

●地域との連携

- ・小中学校、保育園等 地域との交流を実施します。
- ・地域交流(かなぎ園まつり、敬老会、ふるさと訪問・地域のイベント等外出)の事業を行います。
- ・ボランティアの受入を行います。
- ・福祉教育、看護学生実習、教員養成実習等の受け入れを行います。

●家族・家族会

- ・アンケート調査を実施します。
- ・ご家族様との連絡を密接にとり、信頼関係の構築に努めます。
- ・施設内の行事には、ご家族様の積極的な参加を求め家族会との連携を深めます。
- ・「家族会だより」を発行します。

●サービス提供体制

新型コロナウイルス等の感染症予防に全力で取り組みながら、お一人お一人に可能な限り行き届いたサービスを提供します。

- ①介護部門に日々リーダー(責任者)を配置し、よりよい介護に努めます。
- ②利用者様お一人ごとに担当介護職員を配置します。
- ③各居室には担当者を配置し、安心できる環境を整えます。
- ④さまざまな機会を通じて職員の資質の向上に努めます。
- ⑤施設設備の環境改善に努めます。

●非常時・災害時の対応

施設は尊い人命を預かっており、非常時・災害時に対する対策は重要な課題です。

- ・過去においてかなぎ園近火により全入所者が避難した経験を生かして、火災、土砂災害、地震等を想定し防災体制、防災設備の点検、マニュアルの見直しを行い、実践的な訓練を実施します。
- ・感染症や自然災害が発生した場合であっても介護サービスが安定的・継続的に提供できるよう業務

継続計画（BCP）により、研修、訓練を行います。

- ・不審者侵入等による利用者様の安全確保のため訓練等の実施による防犯意識の向上に努めます。
- ・感染症発生時には、沈着冷静に行動し感染を最小限にとどめる行動を行います。
- ・車の安全運転に対しても、法人内に安全運転管理者を配置、全車にドライブレコーダーを設置する職員の安全運転研修など、事故等起きないように十分留意します。

● 会議・委員会活動

施設における民主的な管理と効率的な運営を確保するため、会議を通じて日常業務を円滑に行うことを目的とします。

- ・運営会議（十日会）・職員会議・処遇会議・介護課スタッフ会議・給食会議
- ・防災・防犯管理委員会・入所検討委員会・その他委員会活動

● 令和6年度施設内外研修計画

- ・接遇マナー研修・倫理法令遵守研修・防災訓練及び研修（地域とともに総合防災訓練）
- ・褥そう防止研修・事故発生・再発防止研修会・衛生管理〔感染症・食中毒〕研修
- ・身体的拘束適正化研修・人権同和教育研修会・虐待防止研修・認知症に関する研修
- ・看取りターミナルに関する研修・緊急時（医療）の対応に関する研修・
- ・業務継続計画による研修、訓練・新入職員研修・その他
- ・認定調査員現任研修会・金城地区地域ケア会議・福祉サービス苦情解決研修会
- ・身体的拘束適正化のための研修・権利擁護推進員養成研修・人権・権利擁護研修
- ・介護職員等による吸引等の実施のための研修・リスクマネジメント研修会
- ・島根県老人福祉施設協議会研修大会・認知症介護実践研修（実践者研修）
- ・認知症介護実践研修（リーダー研修）・ケアプラン指導研修会・高齢者虐待の防止に係る研修
- ・浜田圏域結核研修会・地域医療従事者研修会・その他

令和6年度緑ヶ丘デイサービスセンター事業計画

《目標》

利用者様が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者様の心身の状況を踏まえながら、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の維持や社会参加の促進を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指します。

● 運営の重点

- ・感染症予防（新型コロナウイルス等）に取り組めます。
- ・法令を遵守し、常に利用者様の基本的人権を尊重し、介護のプロまた福祉人として、組織人としてより質の高い介護を提供できるよう資質の向上に努めます。
- ・地域の福祉ニーズを把握することに努め、公益的な取組を実施し、地域の多くの人と出会い、ふれあって、交流を楽しむことができる機会を作ります。
- ・健全経営を確保して地域から信頼していただけるデイサービスセンター作りに努めます。

I 通所介護サービス

1. 事業内容

介護支援専門員が作成したケアプランに基づき、具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画に沿って次の事業を行います。

① 通所介護計画（ケアプランの策定）

- ・利用者様お一人お一人の身体状況を勘案して通所介護計画・介護予防通所介護計画を策定し、その有する能力に応じた自立支援を行います。

② ご家族様との連携

- ・ご家族様と送迎時や連絡帳等を通じて情報共有を行うことで連携を図ります。（但し、緊急の場合はすみやかにご家族、担当ケアマネジャー、主治医等に連絡を行い、対応を行います。）

③ 新たにご利用になる利用者様に対する援助

・新たにご利用になる方への援助として、利用開始後の身体的な負担を最小限にする為、職員から声掛けを積極的に行うことにより、これまでと変わらぬ生活が営まれるよう支援します。

④機能訓練

・機能訓練指導員、その他の職種の者が共同して、利用者様ごとに個別機能訓練計画を作成し、利用者様の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とした機能訓練を行います。
・平行棒による立位保持、歩行訓練、セラバンド・足踏みによる下肢の訓練、肩・腕の上肢の訓練、フットマッサージ等により残存機能の維持、また心身機能の向上を図ります。

⑤ アクティビティ

JOYSOUND 機器を活用しカラオケで歌い、運動支援・体操コンテンツ・ダンスコンテンツで体を動かすなどのアクティビティを行います。又利用者様が身体表現の中に歌を組みあわせたり、数字を計算したり、手指を動かしたりすることによって、楽しみながらリハビリや日常生活に対しての意欲や自信をつけ、生活機能の維持、向上を図り、生き甲斐や自己実現を目指します。

- ・グループ訓練
- ・健康体操、歌、手遊び、身体表現、会話、リハビリ活動
- ・風船バレー、読み仮名クイズ、頭脳ゲーム、体力測定ゲーム
- ・お花見、七夕会、秋の散策、誕生会等に参加することにより、離床を促し、上下肢、指先の機能訓練を行うとともに心身機能の維持・向上を目指します。行事や創作お菓子作りに参加する等、様々な行事活動で季節や家庭の雰囲気を感じていただきます。
- ・地域や保育園等よりボランティアの受け入れを行い、地域との交流を持ちます。

⑥趣味・教養

個人個人の趣味や教養を生かし、個別レクリエーションの実施や数字の計算、手指を動かすことで、楽しみながら、認知機能や身体機能の維持改善につなげます。

パズル 囲碁 将棋 花札 百人一首 折り紙 ぬり絵 知能リハビリ（ドリル）等

⑦健康管理

検温、血圧測定、脈拍測定等を行うことにより、健康状態の把握を行います。また、1ヶ月ごとに利用者様個々の身体状況に合わせた体重測定を行います。利用時間中に静養できるようなベッド等を準備し、介護度が高い方でも安心して利用していただける環境作りを行います。

⑧送迎（安全かつ効率的）

- ・利用者様及びご家族様との的確な情報交換（心身の状況、生活状況、居宅の立地場所等）を行います。
- ・送迎における介護技術の更なる向上を目指します。
- ・法令を遵守し安全運転を心掛けるよう、繰り返し職員教育を行います。

⑨入浴サービス

一般浴槽、気泡の出るチェアインバス等、利用者様の身体状況等に応じた入浴介助サービスを行います。体調に十分な注意を払いながら、清潔の保持に努めるとともに、季節毎にしょうぶ湯や柚子湯を行うことで心身のリフレッシュを図ります。

⑩給食サービス（昼食）

栄養、嗜好を考慮した食事を提供し、家庭的な雰囲気の中で食事が出来るよう配慮します。

⑪苦情処理

利用者様等からの苦情は丁寧に傾聴し、真摯に受けとめ、事実確認と原因究明を迅速に行います。苦情対策マニュアルによって適切に対応します。

⑫利用者様等に関われた相談体制の確立

利用者様等からのご相談に、職種間の十分な連携のもとで適切な助言を行います。

⑬衛生管理

感染症予防の観点から玄関ロビー、リハビリ室等の手洗い場を活用するなど感染予防対策の徹底を行います。職員が感染症に対する正しい知識を得られるよう、研修の機会を設けます。

II 介護予防通所介護（従来型）サービス

1. 事業内容（介護予防プログラム）

サービスの提供にあたっては介護予防サービス計画書に基づき、生活機能低下の危険性を早期に発見し、効果的なプログラムを用意します。併せて、利用者様自身の意向にそって、専門家の支援も得ながら生活機能の向上に積極的に取り組むことができるよう働きかけを行っていきます。

介護予防プログラム・メニュー

- ① 運動器機能向上 ②利用者様毎の自立支援 ③その他日常の生活支援

これらの介護予防プログラムは、基本的には通所介護におけるこれまでの日常生活上の支援、生活行

為向上支援、リハビリ及びアクティビティ等と同様の体系とします。

1日のスケジュール

月曜日～日曜日に編成して、サービスを行います。

7:50～9:00	送迎車による迎え
9:00～12:00	健康チェック、休息、入浴、趣味活動、リハビリ（介護予防プログラムを含む）
12:00～14:00	昼食、休憩、養護
14:00～15:00	日常動作訓練、アクティビティ、行事、介護予防プログラム等
15:00～16:10	ティータイム、フリータイム、集団体操、生活相談、手作業（タオルたたみ等）
16:10～	送迎車による送り

年間事業実施計画

年末年始（12月30日～1月3日）、盆（8月14日～16日）を除き、土曜、日曜も休まず実施します。

●会議・委員会活動

・運営会議（十日会）・職員会議・給食会議・業務改善委員会・介護技術（食事、水分補給、口腔ケア、入浴、排泄等）委員会・感染症予防、まん延防止委員会・認知症ケア委員会・事故発生、再発防止委員会・身体的拘束、虐待防止委員会・地域交流委員会・緑ヶ丘だより委員会・その他委員会活動

●令和6年度施設内研修計画

・認知症及び認知症ケアに関する研修・介護予防及び進行予防研修・介護技術研修・感染症、食中毒予防研修・人権・同和教育研修（倫理及び法令遵守）・身体的拘束・虐待防止研修・医療に関する研修・プライバシー（個人情報）の保護研修・事故発生、再発防止研修・緊急時の対応に関する研修・防災訓練（研修）・業務継続計画（BCP）の研修及び訓練・接遇マナー研修
その他新入職員研修を適時実施します。

●令和6年度施設外研修計画

・島根県高齢者福祉課主催研修会・島根県老人施設協議会研修会・島根県福祉人材センター研修会・多職種連携による勉強会・その他

令和6年度 緑ヶ丘居宅介護支援事業所事業計画

《目標》

緑ヶ丘居宅介護支援事業所は、介護保険の理念に基づき、高度なアセスメント能力（課題抽出）、プランニング能力（課題対応、解決）、モニタリング能力（検証、評価、進行管理）を最大限生かし、要介護者及び地域包括支援センターから委託を受けた要支援者等が自立した生活を送ることができるよう支援します。又、老化に伴い介護が必要な方に対して介護相談、居宅サービス計画書等を作成すること等により支援を行います。

運営方針

1. 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった場合においても、その利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、また利用者様の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者、又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
2. 事業所の介護支援専門員等は、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスを公正中立に行います。
3. 事業の実施にあたっては、利用者様に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達を目的とした会議を定期的で開催し、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとします。

4. 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けないよう、利用者様に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏らないよう行います。
5. 介護支援専門員1人あたりおおむね4.5名未満の利用者様にサービスを提供します。

事業内容

指定居宅介護支援の提供に際し、介護保険法に規定する「居宅介護支援事業」について、次の業務等をとおして適切に実施します。

1. 居宅サービス計画作成にあたり、要介護、要支援者等相談者の主訴を明確に把握し、相談者の意思を踏まえ、必要な助言等を行います。
2. 相談者への訪問をとおして、利用申込者本人・家族の状況、状態を的確に把握する等課題分析を実施します。
3. 利用申込者本人の心身の状況や環境に応じて、また、本人・家族の意向等をもとに居宅サービス計画の原案を作成します。
4. サービス担当者会議を設置し、居宅サービス計画を協議・決定します。またサービス提供者との連携を密に図りながら、サービス実施状況等の継続的な把握・評価を行います。サービス計画に変更を要する場合等、必要に応じてサービス担当者会議等において協議します。
5. サービス利用者様からの相談・苦情処理に関する業務を行います。
6. 給付管理業務を行います。
7. 報酬請求業務を行います。
8. 保険者（市町村）との連携を強めます。
9. 市町村からの委託による要介護認定申請者に対しての訪問調査を実施します。
10. その他

●令和6年度施設内研修計画

- ・ 接遇マナー研修・倫理法令遵守研修・防災訓練及び研修・褥そう防止研修
- ・ 事故発生・再発防止研修会・衛生管理〔感染症・食中毒〕研修・身体的拘束適正化研修
- ・ 人権同和教育研修会・虐待防止研修・看取りターミナルに関する研修
- ・ 緊急時（医療）の対応に関する研修・防災に関する研修（地域とともに総合防災訓練）
- ・ 認知症に関する研修・業務継続計画による研修、訓練・新入職員研修・その他

●令和6年度施設外研修計画

- ・ 包括ケアネットワーク研修会・高齢者虐待防止研修・多職種連携による勉強会・その他

令和6年度緑ヶ丘居宅介護支援事業所浜田事業計画

《目標》

緑ヶ丘居宅介護支援事業所浜田は、介護保険の理念に基づき、高度なアセスメント能力（課題抽出）、プランニング能力（課題対応、解決）、モニタリング能力（検証、評価、進行管理）を最大限生かし、要介護者及び地域包括支援センターから委託を受けた要支援者等が自立した生活を送ることができるよう支援します。又、老化に伴い介護が必要な者方に対して介護相談、居宅サービス計画書等を作成すること等により支援を行います。

運営方針

1. 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった場合においても、その利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、また利

利用者様の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者、又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

2. 事業所の介護支援専門員等は、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスを公正中立に行います。
3. 事業の実施にあたっては、利用者様に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達を目的とした会議を定期的で開催し、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとします。
4. 事業所の介護支援専門員は、24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保します。
5. 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けないよう、利用者様に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏らないよう行います。
6. 介護支援専門員1人あたりおおむね45名未満の利用者様にサービスを提供します。

事業内容

指定居宅介護支援の提供に際し、介護保険法に規定する「居宅介護支援事業」について、次の業務等を通して適切に実施します。

1. 居宅サービス計画作成にあたり、要介護、要支援者等相談者の主訴を明確に把握し、相談者の意思を踏まえ、必要な助言等を行います。
2. 相談者への訪問をとおして、利用申込者本人・家族の状況、状態を的確に把握する等課題分析を実施します。
3. 利用申込者本人の心身の状況や環境に応じて、また、本人・家族の意向等をもとに居宅サービス計画の原案を作成します。
4. サービス担当者会議を設置し、居宅サービス計画を協議・決定します。またサービス提供者との連携を密に図りながら、サービス実施状況等の継続的な把握・評価を行います。サービス計画に変更を要する場合等、必要に応じてサービス担当者会議等において協議します。
5. サービス利用者様からの相談・苦情処理に関する業務を行います。
6. 給付管理業務を行います。
7. 報酬請求業務を行います。
8. 保険者（市町村）との連携を強めます。
9. 市町村からの委託による要介護認定申請者に対する訪問調査を実施します。
10. その他

●令和6年度施設内研修計画

- ・認知症及び認知症ケアに関する研修・介護予防及び進行予防研修・介護技術研修・感染症、食中毒予防研修・人権・同和教育研修（倫理及び法令遵守）・身体的拘束・虐待防止研修・医療に関する研修・プライバシー（個人情報）の保護研修・事故発生、再発防止研修・防災訓練（研修）・緊急時の対応に関する研修・業務継続計画による研修、訓練・その他新入職員研修を適時実施します。

●令和6年度施設外研修計画

- ・包括ケアネットワーク研修会・多職種連携による勉強会・居宅ケアプラン研修会・その他